

ネパール選挙監視国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

ネパールに関しては、1996年以降、マオイストが国王からの政権奪取を目的とした武装闘争を開始し、ネパール国軍（以下「国軍」という。）との間で戦闘が行われ、1万人以上の犠牲を出す紛争が続いていた。

2006年5月から、ネパール政府（以下「政府」という。）、マオイスト双方の代表団により、累次和平交渉が行われた結果、同年6月、両者の間で国際連合に対し国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視を行うよう要請すること等の8項目の合意が成立した。同年11月8日には、政府とマオイストは、「恒久平和の実現に向けた合意文書」に署名し、昨年6月半ばまでの制憲議会選挙の実施、このために国際連合が国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視を行う枠組み等に合意し、同月21日には、紛争終結を含む包括和平合意に署名した。

国際連合安全保障理事会は、政府及びマオイストの要請を受け、昨年1月23日に決議第1740号を採択し、武器及び兵士の管理の監視、制憲議会選挙を実施するための支援等を任務とする国際連合ネパール政治ミッション（UNMIN）を設立した。

制憲議会選挙は、当初、昨年6月に実施される予定であったが、選挙関連法の制定の遅れ等の技術的理由や政治情勢等の影響により、二度にわたり延期され、本年4月10日に実施が予定されているところ、国際連合より我が国に対して本件選挙に係る選挙監視団の派遣について要請があり、我が国としても、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うことと

する。このため、ネパール選挙監視国際平和協力隊を設置することとし、選挙分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）第3条第2号の2に規定する受入国の国際的な選挙監視活動への同意並びに武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意という点に関しては、現状においては、本件選挙に係る国際的な選挙監視活動についてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項第3号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入国の同意も得られている。

2 ネパール選挙監視国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

国際平和協力法第3条第3号トに掲げる業務に係る国際平和協力業務

(2) 派遣先国

ネパール

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成20年3月24日から同年4月30日までの間

(4) ネパール選挙監視国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1) に掲げる業務に従事する者

(1) に掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 24名

(イ) 国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）は、このうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

ネパール選挙監視国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並びに（１）に掲げる業務に必要な個人用装備（武器を除く。）

（５）関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、（１）に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をネパール選挙監視国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をネパール選挙監視国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 本部長は、ネパール選挙監視国際平和協力隊の隊員の採用に当たり、関係行政機関又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。関係行政機関の長は、このため必要な協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

オ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

（６）その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。